

関東地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設」に係る再評価実施要領」(平成15年3月31日付け国官総第702号の2、国官技第351号の2 国土交通事務次官通達。以下「再評価実施要領」という。)、事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」(平成15年3月31日付け国官総第702号の2、国官技第351号の2 国土交通事務次官通達。以下「事後評価実施要領」という。)に基づいて関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の対応方針(原案又は案)の提出を受け、実施要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針(原案又は案)について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は12人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 整備局以外の事業主体が実施する事業と整備局が実施する事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施する事業の審議において、委員会運営上必要と認められる場合は、整備局以外の事業評価監視委員会の委員を特別委員とし委嘱することができる。
- 10 事業の特性や技術的判断を適切に反映した委員会運営とするため、特定事項に関する専門知識を有する者等を、外部専門家等として委嘱することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、整備局企画部企画課において処理する。

(その他)

第6条 整備局以外の事業主体が実施する事業と整備局が実施する事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的な場合には、委員会の審議対象とすることができるものとする。

(附則)

第7条 本規則は、平成15年9月18日から施行する。

2 本規則の施行に伴い、「関東地方整備局事業評価監視委員会規則(平成13年7月16日(策定))」は廃止する。

関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領（改正案）

【目的】

本運営要領は、関東地方整備局事業評価監視委員会規則（平成15年9月18日付け）（以下「委員会規則」という。）第4条第2項に基づき、関東地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

【事業評価監視委員会の運営に関する事項】

（会議の開催時期）

第1条 会議の開催時期は、予め事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとにするか、または会議の中で次回開催時期の調整を行った上で委員長が決定する。

（会議の招集）

第2条 会議は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、事業評価監視委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

（会議の招集の通知）

第3条 委員長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議する事項をあらかじめ委員及び外部専門家等に通知しなければならない。

（欠席の通知）

第4条 委員及び外部専門家等は、会議の招集を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。

（会議の成立条件）

第5条 会議は委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の議事）

第6条 委員長は、必要があると判断した場合には、会議における審議の結果を少数意見も含めてとりまとめ、局長に対して意見の具申を行うものとする。

（議事内容の作成）

第7条 会議の議事内容は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

【地域的特性や技術的判断を審議に反映する方法に関する事項】

(外部専門家等)

第8条 事業の特性や技術的判断を審議に反映するために、特定の事項について外部の意見を聴く必要があるときは、委員長は、委員以外の学識者等に対して会議への出席、又は書面による意見の提出を求めることができる。

2 局長は、委員長の求めに応じて外部専門家等の委嘱を行う。

3 外部専門家等は委員会における議決権を持たず、また、外部専門家等の意見をもって委員会の意見とする事はできない。

(関係者の意見聴取等)

第9条 委員長は、委員会において必要があると認めるときに、再評価及び事後評価実施主体等の関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

2 関係者として出席を求められた者は、事故等のため出席できないときは、その職務を代理する者を会議に出席させることができる。

【審議過程の透明性の確保に関する事項】

(会議の公開について)

第10条 委員会の会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料等の公表について)

第11条 議事内容の公開に合わせ、会議に提出した資料等について公開するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

【その他委員会を運営する上で必要となる事項】

(特別委員)

第12条 委員会の会議に特別委員を加える場合には、本運営要領の第3条、第4条、第7条における「委員」を「委員と特別委員」に読み替えるものとする。

(要領の改正)

第13条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長の判断により、会議を招集し運営要領を改正することができる。

(附則)

第14条 本運営要領は、平成17年7月22日から適用する。

2 本要領の施行に伴い、「関東地方整備局事業評価監視委員会運営要領（平成15年10月3日（策定）」は、廃止する。